公益信託和歌浦湾安全対策基金第十八期決算公告

一、事業概要
　和歌浦湾及びその周辺水域における漁業の安全操業・振興等及び漁船等との事故による損害の救済又は補償等に係る費用の負担又は資金の助成。
①損害補償・復旧助成事業　〇件　〇万円
②安全操業対策助成事業　一件　二〇万円
二、財産目録　平成二十四年三月三十一日現在
資産合計　九五、七二八、八一三円
負債合計　〇円
正味信託財産　九五、七二八、八一三円
平成二十四年八月二十九日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託和歌浦湾安全対策基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託こうべまちづくり池上基金第二十三期決算公告

一、事業概要
　神戸市西区伊川地区を中心とする神戸市内の都市環境整備等のまちづくりに関する諸事業への助成。
助成金総額　七件　六〇〇万円
二、財産目録　平成二十四年三月三十一日現在
資産合計　六、七〇〇、八四七円
負債合計　〇円
正味信託財産　六、七〇〇、八四七円
平成二十四年八月二十九日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託こうべまちづくり池上基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託加藤澄子奨学基金第二十一期決算公告

一、事業概要
　兵庫県内の高等学校を卒業して大学等に進学又は在学する者に対する育英奨学事業。
奨学金　八名　一九二万円
二、財産目録　平成二十四年三月三十一日現在
資産合計　二三、七四六、七〇一円
負債合計　〇円
正味信託財産　二三、七四六、七〇一円
平成二十四年八月二十九日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託加藤澄子奨学基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託岡山ロータリークラブ国際交流振興基金第二十八期決算公告

一、事業概要
　外国人留学生に対する勉学・研究の奨励又は日本人研究者等に対する海外派遣の助成。
国際交流奨励事業　三件　五〇万円
海外派遣助成事業　〇件　〇万円
二、財産目録　平成二十四年三月三十一日現在
資産合計　七〇、六四一、三七四円
負債合計　〇円
正味信託財産　七〇、六四一、三七四円
平成二十四年八月二十九日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託岡山ロータリークラブ国際交流振興基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託笠原隆記念特別支援教育振興基金第二十六期決算公告

一、事業概要
　岡山県内の特別支援学校の備品、図書、教材などの整備充実に対する助成。
助成金　九件　一三〇万円
二、財産目録　平成二十四年三月三十一日現在
資産合計　一〇、九五四、九一一円
負債合計　〇円
正味信託財産　一〇、九五四、九一一円
平成二十四年八月二十九日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託笠原隆記念特別支援教育振興基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市港北区**梅**町二丁目一番、最後の住所北海道函館市東山二丁目六一番一三号
被相続人　亡　小松　毅彦
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年八月二十九日
北海道函館市柏木町二番一八号
相続財産管理人　桶本　建郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍大韓民国、最後の住所千葉県八街市八街ほ六一五番地八
被相続人　亡　木下光子こと　韓　仁子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年八月二十九日
事務所千葉県成田市囲護台一丁目四番三号
フィールドホーム第四ビル四階　村田総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　村田由里子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県糸魚川市大字大野二三〇一番地
二、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　山田　佳子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年八月二十九日
新潟県糸魚川市新鉄一丁目二番九号
相続財産管理人　司法書士　小田島澄恵

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。
　下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。
平成24年８月29日
記
［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名
①株式会社フルタイムシステム　②東京都知事(1)88084　③代表取締役　原幸一郎　④東京都千代田区岩本町２丁目10番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区岩本町２丁目10番１号　株式会社フルタイムシステム　代表取締役　原幸一郎
①株式会社白木屋　②東京都知事(8)41400　③代表取締役　山本史武　④東京都葛飾区金町三丁目３番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都葛飾区金町三丁目３番１号　株式会社白木屋　代表取締役　青木秀和
①ＫＴＴ地所　②福岡県知事(1)16295　③池勝人　④福岡県福岡市西区今津1650　⑤1000万円　⑥福岡県知事　⑦福岡県福岡市西区今津1650　ＫＴＴ地所　池勝人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県西尾市羽塚町林西五一番地、最後の住所愛知県大府市森岡町尾坂田一番地の一八愛厚ホーム大府苑
被相続人　亡　土方　金藏
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年八月二十九日
名古屋市中区丸の内二丁目一八番二二号三博ビル五階名古屋第一法律事務所
相続財産管理人　弁護士　恒川　雅光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市八幡西区千代四丁目一六番、最後の住所北九州市八幡西区千代四丁目一六番二号
被相続人　亡　長沼　文夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年八月二十九日
北九州市小倉北区大手町七番三八号大手町ビル二〇三　相続財産管理人　岡　信太郎